

令和6年度 離職者等再就職訓練事業（公募型プロポーザル方式）に係る質問と回答

| 番号 | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|------------------------------|---|---|
| 1 | 仕様書 8 訓練設定時間 (2) 知識等習得コース | <p>「1月当たりの訓練設定時間は、100時間を標準とすること。」と記載があるが、1月開講は1月6日開始日となり、1か月の括りが2月5日までで月跨ぎとなる。3か月目である3月6日～修了日：3月27日までは、修了日を除くと訓練授業日数が14日間しかない。且つ、最終月は来所日/就職活動日の設定も必要なことから、1日7コマ(45分)授業を想定すると、どうしても標準100時間に達することが不可能である。</p> <p>尚、一昨年までは修了日が3月28日であり、訓練施設側としては1日でも多く訓練授業時間の確保をお願いしたいが可能かどうか？</p> | <p>1月開講コースの訓練修了日を3月27日より後ろにすることはできない。</p> <p>3月修了のコースでは、学院側で年度内に完結しなければいけない決裁事務があり訓練修了日翌日以降で最低でも2平日は必要と考えている。令和6年度においては、3月29日が土曜日、30日が日曜日となるため、訓練修了日は仕様書のとおり3月27日とする。</p> |
| 2 | | <p>上記1の質問での日数の追加が難しい場合、他に何か対応策はないのか？</p> | <p>仕様書 8 (1) ウ に記載のとおり、午前9時から午後5時の間で設定して頂ければ、一定以上の訓練習得度を確保する目的で訓練期間内において1日7時間の日と1日8時間の日が混在している提案でも差し支えない。</p> |